

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第21回）開催結果概要

1 日時

平成19年7月24日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，飯田裕美子，井堀利宏，河村博，酒巻匡，
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，前田裕司

（事務総局）

戸倉三郎審議官，安東章総務局第一課長，吉崎佳弥総務局参事官，
花村良一民事局第一・三課長，伊藤雅人刑事局第一・三課長，
早田尚貴行政局参事官，小田正二家庭局第二課長

4 進行

（1）意見交換

第2回検証結果の公表について

（戸倉審議官）

7月13日に第2回目の検証結果の公表を行い，報告書と概要版を裁判所ウェブサイトに掲載した。委員の皆様の貴重な御意見と多大な御協力に改めて厚くお礼を申し上げます。

報告書は，全体についての検証の視点や報告書の概要を説明した序論部分，民事訴訟事件に関する分析，刑事訴訟事件に関する分析の三部構成となっている。民事訴訟事件及び刑事訴訟事件については，第一審及び控訴審のデータ分析をした上で，審理期間に影響を及ぼす要因について検討している。第一審のデータについては，第1回報告書で詳細な検討をしているので，第2回報告書では網羅的な検証は行っていない。ただし，第1回の公表後に事件票データが追加されたと

ころを中心に，第1回の検証結果を踏まえてさらに掘り下げた検討という形でデータ分析をしている。

本日はこの検証結果の公表に対する，委員の皆様のおたんのない御意見，御批判をお願いするとともに，第3回公表に向けた検証作業の方向性について議論いただき，今後の検証作業に役立たせていただきたいと考えている。

第2回報告書（民事訴訟事件に関する分析の部分）について

花村民事局第一課長から，第2回報告書の「民事訴訟事件に関する分析」の部分についての説明がされた。

（中尾委員）

全体的な感想としては，評価に過度に踏み込むことなく，非常に客観的にまとめていただいたという印象を受けた。

ただ，争点整理期間が審理期間のかなりの部分を占めており，それが民事裁判の長期化に影響しているというメッセージが強く出過ぎてしまい，しかも，争点整理期間は，代理人側の期日間の準備に関する実務慣行によって長期化している側面があるのではないかという視点が若干一人歩きをしてしまっている。しかし，争点整理期間の中には，和解交渉や証拠調べのための準備期間も含まれていて，特に証拠調べの期日がなかなか入りにくく，1か月，3か月先に期日が指定されるということが往々にしてあるわけだから，これらが争点整理期間の中でも大きな割合を占めているという点について，確かにこれは第3回報告書の一つのテーマであり，今後，弁護士のヒアリング等を実施して実態を明らかにすることなのだろうが，第2回報告書の中でも少し御説明いただければよかったという感想を持った。

（河村委員）

第一審統計データの図3を見ると，第一審の平均審理期間が減少していることが分かるが，一方で，図9で終局区分別の件数を見ると，40%弱が欠席判決や取下げなど，審理が実質行われぬまま終わっていることが分かる。全体として

平均審理期間が減少傾向にあること自体は私もそのとおりだと思うが、終局事件全体の約4割が本来の審理等なしに終わった事件であることを念頭に置く必要はあろう。平均審理期間が減少したことを強調し過ぎると、将来の検証の際に、なぜ今度は上がったのかということになるかもしれないので、留意されたい。

(戸倉審議官)

平均審理期間については、証拠調べをしない事件あるいは6月以内に終了する事件が増えている影響で平均値として下がったと分析しているところである。今回、第一審の関係で様々な人証調べの状況等を分析しているが、今後の検証の中心となるのは人証調べを実施した事件であろう。この点、人証調べを実施した事件の平均審理期間は18.8月であり、むしろ、前回報告のときと比べて増加している。これについては、実務では、時間がかかりそうな事件は、徹底的に争点を整理し、人証調べを集中してやるなど、裁判官、弁護士共に、現行の手続内でやれることは限界まで努力してやっていて、その結果として、人証調べをした事件については審理期間は簡単には減らないという状況にあるのかもしれないという問題意識を持っている。そして、これは民事でも刑事でも同じことが言えるが、今後も、全体の平均値だけを見て一喜一憂するのではなく、このような問題意識に基づいて検討していくべきものだと考えている。

(中尾委員)

審理期間に影響を及ぼす要因の相続関係訴訟に関する記載に関して、弁護士としては、相続関係訴訟で早期にADRを利用するというようなことはなかなか実感できない。境界確定訴訟の場合には、御指摘のとおり、各種ADRを活用しながら柔軟な紛争解決をしていくという意味があるが、相続関係訴訟の場合には、前から指摘していることだが、様々な価値観の対立が根底にあり、根本的に解決したり割り切って解決したりすることに対する抵抗感が、むしろ根強く、結果的にそこで色々もめてしまう。したがって、相続関係訴訟の解決については、早い段階で、むしろ調停や訴訟といった法的な手続に乗せて、法的判断のもとで、あ

るいは話し合いで解決するというのがかなり有効だという実感があり，むしろ相続関係訴訟にADRというのには，どうも実感が得られない。

(戸倉審議官)

既に紛争が相当こじれてしまったあとに訴え提起や調停の申立てがされているという現状を前提とした記載であるが，今後，法テラスなどがより早い段階で調停なら調停に誘導していくような仕組みができれば，早期にADRを活用する仕組みの一つとしてありうると思われる。また，裁判所の調停というのには敷居が高いという意識のある方にとっては，もっとほかの方法があればそれも良いだろう。いずれにせよ，感情的対立が根底にある相続関係をめぐる争いについては，より早期にしかるべき手続に誘導できる仕組みが重要であろう。

(高橋座長)

行政型，裁判手続型，民間型などADRにも色々な形態があり，認証ADRなど，新しく出来た形態のものが定着してくれば，理想的には報告書で述べられたようになるはずだが，中尾委員がおっしゃるように，相続関係に関連したADRについては，まだ育ってはいないのが現状だ。

また，民事訴訟法の学者の間では，争点の整理をないがしろにするとどんどん審理期間が長期化するので，争点整理手続に十分時間をかけることは結果的には良いことだという認識がある。争点整理に時間がかかりすぎるのが民事裁判の長期化要因であるという報道をした新聞があったのは意外だった。

(戸倉審議官)

今回の報告書において，争点整理に時間を要していることを指摘しているが，そうであるからといって，機械的にこの期間を短縮すべきであるという意識は全くない。充実した争点整理の結果，集中証拠調べが実現されるのであり，争点整理に時間を要する事情や原因を検討することなく争点整理期間を無理に短くしようとしても意味がない。

この検討会においてもこれまで御指摘があったように，争点整理期間が長い，

だからその期間を一律に短くすべきである，といった誤ったメッセージとならないように注意していきたい。

(高橋座長)

次に，第3回報告を目指して，今後どの分野をやっていくかという点だが，統計データ分析の対象として，第1回報告書では，第一審訴訟事件を取り上げ，第2回報告書では，控訴審訴訟事件まで範囲を広げた。今後は，一つには，家庭裁判所の家事事件が考えられる。家事事件，特に遺産分割事件などは，昔は普通に10年～20年はかかるものだという認識があったが，現在は，早期に専門家の知見を入れるなど様々な工夫がされているようである。

(小田家庭局第二課長)

遺産分割事件に関して申し上げますと，平成以降，司法研究で事件の進め方などを研究し，それに基づく方針などを広めることによって，合理的な審理が行われるようになってきているし，またその過程で，裁判所書記官や家庭裁判所調査官の事件へのかかわり方なども変わってきたということもあって，確かに，高橋座長がおっしゃったように，遺産分割の審理期間は，従前イメージされていたものよりは短くなってきているのではないかと考えている。

(高橋座長)

第2回報告までに地裁，高裁とやってきたので，次は上告審か家裁かということになるが，いかがか。個人的感想では，家裁の方がデータの分析等も大変な作業になるだろうから，早目にやっておいた方が良いように思う。

(河村委員)

私は，第3回報告でも，引き続き，きちんと一審の分析をすべきだと思う。上告審の分析というお話が出たが，控訴審の分析なども，一審の分析の上に成り立つものであり，まずは家庭裁判所の事件も含めた一審の分析を行う必要があると思う。

(高橋座長)

家庭裁判所の事件のうち人事訴訟事件は、平成16年4月に家庭裁判所に移管されたばかりなので、審判事件などの分析が中心になるのか。

(戸倉審議官)

そうなるだろう。また、人事訴訟事件に関しては、移管前の事件はそのまま地方裁判所で審理され、地方裁判所の人事訴訟事件と家庭裁判所の人事訴訟事件とが併存している状況である。家庭裁判所の人事訴訟事件はまだ事件が若く、ちょうど過渡期にあたるので、もう少し様子を見る必要がある。

(河村委員)

そうすると、家事審判事件を分析するのは意味があると思う。

(高橋座長)

近年、甲類審判事件が増えているのは、成年後見制度が発足した影響か。

(小田家庭局第二課長)

数としては、成年後見事件の件数が平成18年で約3万件となっており、甲類審判事件50数万件の中で、成年後見事件は、平成12年の制度発足当初から見れば10倍に増えている。そういう意味で、成年後見事件の伸びは大きいですが、甲類審判事件の中で圧倒的多数を占めているものは子の氏の変更と相続放棄の申述であり、これらの平均審理期間は1.1月～1.2月程度なので、迅速化という観点では、仮に検討会で検討するという場合に、こういった切り口になるのだろうかという点については、色々な御意見をいただきたい。また、乙類審判事件については、平成5年には平均審理期間10.1月だったものが平成18年には6.5月になり、非常に短縮化している。さらに、乙類調停事件については、平均審理期間は約5月程度であり、乙類以外の調停事件に関しては、平均審理期間は4.7月程度で推移している。

(高橋座長)

どう分析していくかは別にして、統計データ分析については、民事関係では家庭裁判所の家事事件を対象とする。一方、審理期間に影響を及ぼす要因について

は、分析をさらに深めていくために、弁護士を対象としたヒアリング調査を行うことになるということになるのか。

(戸倉審議官)

争点整理の期間に弁護士が具体的に何をやっているかということは、我々裁判所側からは分からない。この検討会においても御指摘があったように、第3回報告書に向けて弁護士が争点整理に一定の期日間隔を要する理由として、一体どういう事情があり、あるいはどういう準備をしているためなのかという点について明らかにする必要性が高い。そのためには、弁護士に対するヒアリングを実施する必要がある、現在、日弁連とも具体的な進め方等について協議をさせていただいている。

(中尾委員)

いわゆる充実とか質の面を検証するのは、かなり難しいため、現時点における弁護士ヒアリングの一番のねらいは、争点整理というものはどういう実態にあるのか、争点整理期間に弁護士がどのような準備を行っているかというところを、ある程度見える形で国民の方に示すことにある。また、争点整理は、本来的には当事者間の代理人同士がやるべきことなのだが、裁判所が後見的に関与しながら進めていく、いわゆる日本型の争点整理が、ある程度うまくいっているように感じており、その辺の実情も、ヒアリングを通じて国民に示すことには十分意味があると思っている。充実というのは確かに一つのテーマだが、その点に関するヒアリングというのは、なかなか難しいだろう。

(秋吉委員)

今回の報告で、証拠調べについては、もうこれ以上短くするのはなかなか難しいという結果が浮き彫りになっていて、これからの検討では、仮に、争点整理の方をもう少し短くするとしたらどうするか、という方向の話になるだろうと思う。そこで、なぜ何度も争点整理期日を重ねているかという点に関して、裁判所側からの実感から言うと、現状は、相手の言い分を聞いてから争点を煮詰めていき、

争点が煮詰まってから必要な証拠を集め、そこでさらにそれを踏まえた争点整理をやるために、どうしても何回もかかってしまうという印象を持っている。新民訴で提訴前の証拠収集や当事者照会などが制度としては出来たのだが、それらが争点整理期間を大幅に短縮するところまでは至っていない。また、訴訟提起の時点で事前に相手方と交渉していない又は相手が争っているかどうか分からないという事件が結構ある。理想から言えば、争いが予想されるような事件の場合には、事前に弁護士の段階で相手と交渉して争点をしっかり把握していただき、その段階で、話し合いにより解決できるような事件は解決していただき、最終的に裁判所に来る時点では、弁護士間では争点が何かについての認識が共通していて、裁判所にどの点の判断を求めたいかを絞った形にしておいていただければ、争点整理期間はもう少し短縮できるのではないかと感じている。ただ、現実には、弁護士の中にはやはり相手側の出方を見ながら訴訟活動を行うという感覚の方もおられるだろうと思うので、ぜひ、弁護士側がどういうお考えでおられるのか、争点整理をどういうふうに考えているのかといったアンケートなどを実施して、その辺りをお聞かせいただければと思う。

(高橋座長)

弁護士が新しく民訴法で設けられた制度をどう活用しているかという点は、関心があるので、そのような点も含めて、第3回公表に向けて、弁護士へのヒアリングを行っていくことになる。

統計データ分析については、先程、家事事件を対象とするということになったところであり、その他にも倒産や民事執行などが考えられるが、これらの手続については第3回公表で取り上げないということによいか。以上のほかに、第3回公表に向けて、御意見があればお願いしたい。

(中尾委員)

労働審判制度に関して、審判そのものは非常に簡略化されており、労働審判段階での争点整理の結果が異議申立て後の訴訟に引き継がれているかどうかという

点を分析してみる必要があるだろう。訴訟になった時点でまた一からやり直す部分があるのではないかという指摘もあるので、その辺りについてのデータを出してもらえればと思う。

(早田行政局参事官)

労働審判自体が施行後1年足らずのまだ新しい制度であり、訴訟に移行した後の事件については、まだ比較的簡単な事件しか終結していないということもあって、現時点での既済事件の数字だけを見ると、異議申立て後の事件の審理期間は非常に短い数値が出てしまう。ある程度安定した数字を出すために、どの段階でお示すべきかというのは、人事訴訟事件と同じような問題があるだろうと思っている。

(高橋座長)

制度的に新しいものについては、データが安定した時点で分析した方が良いでしょうから、4回目の報告で分析するという事で良いのかもしれない。

第2回報告書(刑事訴訟事件に関する分析の部分)について

伊藤刑事局第一課長から、第2回報告書の「刑事訴訟事件に関する分析」の部分についての説明がされた。

(酒巻委員)

新しく創設された公判前整理手続や期日間整理手続、あるいは最近行われた最高裁規則の改正などに基づく証人尋問の在り方の変化などについては、これらの新しいシステムが次の2年間でどれだけその力を発揮するかについて、徹底的に検証していただくことが必要だ。現時点では、公判前整理手続に付される事件数も少なく、新聞記事なども好意的に紹介していて、それは大変うれしいのだが、今後の事例の積み重ねによって、まだ我々が気がついていない問題が出てくる可能性もあり、それについてはこれに即応して対策を考え、必要があれば制度の側面でもシステムを組み直すこともあると思うので、その意味でも次の2年間での検証が重要だと感じている。

次に、1回当たりの開廷時間という数字が出ており、これはなかなか興味深い。現段階において公判前整理手続に付した事件は、1回当たりの開廷の時間が長く、かつ連日的に行われている。そうすると、公判前に整理手続をしっかりと行い、いよいよ公判を始めると、毎回1期日に大変長い時間をかけ、かつ、毎日開廷するというので、これを続けていくことは、すべての関与者にとってかなりの負担になるだろうという印象を持っている。公判前整理手続に付された事件1回当たりの審理時間が通常の事件よりも長い理由は種々考えられるが、始まったばかりの制度特有の問題かもしれない。これについては実務家の方の御意見も聞きたいが、もっと争点や証拠の整理が進み、あるいは一層争点に集中した的確な証人尋問が出来れば、毎回の開廷時間を短くする余地があるのかもしれない。ただ、いずれにしろ、今後、裁判員制度も始まり、公判前整理手続自体が両当事者にとって大変な準備が必要な上に、いざ公判が始まると、連日的開廷で、かつ、審理時間も充実しているが長いということで、このような事件が折り重なってくると、訴訟関係者、特に弁護士の状態が持つのがとても不安である。将来、事件も増えて制度が本格的に稼働した場合に備えて、関係者それぞれが執務に対応できるような態勢をきちんと取っておくことが、円滑な制度運営に不可欠となる。

(前田委員)

今回、新たに、開廷時間に関する統計データ分析がされており、非常に参考になった。今後、調書裁判から公判中心主義に移行するに当たり、公判にかける時間というものは、自白事件であってもそれなりに長くなっていくものと思われる。更に、被害者参加制度などの新しい制度が加わる中で、公判にどういう時間のかけ方をするかについては、今後も随時データを分析してほしい。

それから、弁護士の執務態勢が大きな課題だということは十分自覚しており、その態勢づくりにおいては、今後も努力していかなければならないと思う。我々も、連日的開廷の在り方については検討する必要があると感じており、やはり午前10時から午後5時までずっと審理をすることはなかなか厳しいし、特に被告

人が拘束されているときには、打ち合わせ等の時間も相当かかるので、1日の時間のとり方や、被告人との打ち合わせの時間などを配慮しながら、現実的に審理がうまく進められるような時間配分は必要だと感じている。

(秋葉委員)

私の個人的な経験から現場の状況をお話しすると、まず、公判前整理手続に付される事件は拡大している状況にあるが、これはまだ安定していなくて、これから半年から1年の間に徐々にまだ増えてくるだろうと感じている。

次に、公判前整理手続にかかる期間が結構長いのは、やはり、裁判所も含めて関係者が制度に不慣れなためだと思う。これが、これから半年ないし1年かけて制度に慣れてくれば、検察官も弁護人も、最初から本来の公判前整理手続の目的に沿った活動になっていくのではないかと、また、裁判所もそういう働きかけがうまくできるようになってくるのではないかと見ている。

もう一つは、今後は、公判前整理手続に付さない事件に対する影響が出てくる可能性がある。今後は公判前整理に付さない事件についても、ある程度は事前に双方から話を聞いた上で、審理の計画を立てていくことになるのではないかと感じている。

そのほか、これまでは公判調書の整理は次回期日までにしなければならないというルールがあったため、1週間ないし10日間の調書整理のための期間を考慮に入れて次回期日を指定しなくてはならなかったが、刑訴法の改正で公判調書の整理の枠組みが外れることによって、期日にも大分柔軟性が出てくるように感じる。

また、先ほど、期日1回当たりの負担がかなりあり、当事者が持たないのではないかという話が出たが、たまたま先週、私も裁判員裁判の模擬裁判をやったのだが、裁判員自身はかなり疲れるので、そのペースはある程度考えていかざるを得ない。公判中心主義、証人尋問が中心になるため、それも含めて審理時間はある程度余裕を持って確保することが必要だと感じている。

(河村委員)

公判前整理手続はまだ件数も少ない上に、公判前整理手続に付した事件とそうでない事件については、相当個性が違ふだろうから、それらの数値の比較をそのままのみにしていいのかという問題がある。また、当事者の負担の点については、関係者に手続自体に慣れていただいた上で判断すべき話であるし、公判前整理手続の動向に加え、例えば即決裁判がどの程度利用されているのかという点も検討し、組織全体としての負担という観点からの分析も必要である。いずれにしても新しい刑事訴訟制度全体の運用状況をまずは見るのが一番だと思う。

(酒巻委員)

刑事事件は、新制度の導入時期なので、落ち着いた時点でその分析をすることが一つ、もう一つは、今問題になっている長期化の問題だが、これも昔から言われているとおり、刑事事件で長期化しているものは、民事事件に比べれば極々少ない。今回の検証作業では、いくつかパターン分析をやったが、結局、2年を超えるような事件は、ほとんどの場合、それぞれの事件に特有の問題を抱えていて、これらを今後どうするかというのは、改めて考える必要があるだろう。

また、一握りの個性のある事件ばかりが報道される結果、いまだに刑事事件は長いというイメージを一般に持たれてしまうわけであり、一般国民に対する実情の丁寧な御説明は続けなければならないとの感想はある。

(中尾委員)

審理期間に影響を及ぼす要因の「3.6.1 刑事司法改革の概要」のうち、日本司法支援センターについての記載で「個々の弁護人の訴訟活動、意識や姿勢にも変化をもたらす可能性がある」と踏み込んで言うのは疑問が残る。弁護士会内の一部には今でも刑事弁護、特に国選弁護の関係で、法テラスへの抵抗感があり、その根源には、法テラスとの関係で、個々の執務内容が変化し、独立が害されるのではないかという懸念が指摘されているので、質の面まで踏み込むことは、かなり慎重にしていきたい。もちろん弁護態勢の変化によって執

務状況，あるいはその事件の関与の仕方そのものが多少変化することは当然のことだが，ただ，だからといって根元的な弁護の在り方は普遍のものだと思われるので，弁護態勢についても，これから様々な検証がされるわけだが，弁護人の活動に対する質の面に踏み込む場合には，むしろかなり慎重にやっていただいた方が良いだろう。恐らくこの部分の表現に違和感を持つ弁護士は多いだろう。

（伊藤刑事局第一課長）

中尾委員が心配されているような，弁護の在り方に関する根元的な考え方が変わるということを述べたつもりはなく，集中審理に対応できるような形での弁護活動，あるいは公判で心証が取れるような弁護活動をしなければならないという点で変化が出てくるのではないかということを書いたつもりである。

（戸倉審議官）

個々の刑事弁護活動のノウハウなどの蓄積は，これまでも弁護士会などでもかなりやっておられるが，継続的に色々な弁護士が共有できるような形のは，必ずしもなかったように思う。法テラスが出来たことで，一つの受け皿となっていくのではないかという意味合いも含んでいる。

（前田委員）

東京や大阪など大都市圏では，比較的影響も少ないだろうが，地方の弁護活動には影響を与える可能性はある。例えば，日本司法支援センターのスタッフはそれなりにある程度の力量を積んだ人たちがいるので，彼らがきちんとした弁護活動を担うことによって，実質的な変化をもたらすのではないか。

（秋葉委員）

実際にも，国選弁護の事件であっても，公判前整理手続に付して，第1回公判期日を午前10時から午後4時半ごろまでやるということが可能となった。これは，弁護士側の劇的な意識の変化だと感じている。

（高橋座長）

刑事事件についての分析は，今は制度や運用が動きはじめたところなので，基

本はそれを追っていくということになるか。

(戸倉審議官)

次回の報告までには、公判前整理手続の運用などもかなり成熟してくるだろうから、かなり踏み込んだ検討ができるだけのデータがそろうと思っている。また、即決裁判に関しても、これも始まったばかりの制度であり、2年後になると、ある程度の相関関係などがデータの的にも出せるだろうから、これも、当面は様子を見ていく必要があるだろう。

(秋葉委員)

これまでは、経年変化を見る場合は1年単位で見てきたが、刑事の関係ではかなり状況が変化しているので、例えば、6月単位で統計数字をとってみるというのも一つの方法としてあるかもしれない。そういうこともご検討いただければと思う。

(高橋座長)

検討対象を広げるという意味では、少年事件については、少なくとも第3回報告では対象としないということによろしいか。

(酒巻委員)

もともと少年審判が迅速でないということは余り考えられないし、少年事件は通常の裁判とは性質も非常に異なるものであるから、検証対象にはなじまないだろう。少なくとも、次回の報告では対象とすべきではない。

(河村委員)

将来行う可能性はあるかもしれないが、少年事件は、もともと年齢の上限もあり、それ以外の点を考えても、その審理の在り方や期間は一般の裁判手続とは大きく異なっているので、少年事件を対象とすることに違和感はある。少年事件で2年ということもあまり考えられないのではないか。

(前田委員)

観護措置の取られた事件と在宅の事件との違いというものはあるだろう。ただ、

少年事件は，迅速化という観点から見るべきではない。

(高橋座長)

最後の検証までに全くやらないかは別として，少年事件関係の分析は3回目の検証では行わないこととする。

(2) 今後の予定について

次回以降の検討会は，事務局において，高橋座長と相談の上，日程調整を行うこととなった。

(以 上)